## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	定額減税補足給付金の支給に関する事務 基礎項目評 価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横芝光町は、定額減税補足給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

千葉県横芝光町長

#### 公表日

令和7年6月9日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	定額減税補足給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書					
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、定額減税補足給付金の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基 づき、特定個人情報を次の事務で取扱う。 (1)令和6年度定額減税補足給付金支給事務(令和6年10月31日終了) (2)令和7年度定額減税補足給付金支給事務					
③システムの名称	定額減税補足給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	名 2					
市町村民税情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条					
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項、同省令第162条					
5. 評価実施機関における						
①部署	横芝光町役場 税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	横芝光町役場 総務課行政班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1211					
8. 特定個人情報ファイルの	・ の取扱いに関する問合せ					
連絡先	横芝光町役場 税務課住民税班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1212					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			17年6月2日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年6月2日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

#### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
		] ぞれ重点項目評価!	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び  書又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
されている。				
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ノステムを通じたり	人手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通	がでは、	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ 〇	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 課題が疎されている	

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におる際には、4情報又は住所を		、一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、情報照会す こよる照会を行っている。				

9. 監査								
実施の有領	無	[	]自己点検	[ <b>O</b> ]	内部監査	[	〕外部監査	
10. 従業	者に対する教育・	啓発						
従業者に対	対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	·入れて行っている fっている	5
11. 最も	優先度が高いと考	えられ	る対策		[ ]全	項目評価又に	は重点項目評価	を実施する
最も優先原 る対策	度が高いと考えられ	<選扔 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	権限のない者によって R肢> 目的外の入手が行わ 目的を超えた紐によって を話先における不正に を託先における不正に 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク 特定個人情報の漏え 従業者に対する教育	れるリスク・事務に必ず不正に使います。 事務に必ず でまま できまる いっこう かいこう かいこう かいこう かいこう いい 滅失・恐い・滅失・恐い・滅失・恐	への対策 要のない情報 用されるリス・ リスクへの対 スクへの対策 通じて目的タ 通じて不正な	るとの紐付けがそ クへの対策 対策 (委託や情報提供ネ トの入手が行わ な提供が行われ	ットワークシステムをi oれるリスクへのす	通じた提供を除く。) 対策
当該対策	は十分か【再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
判	断の根拠	い。シ 静脈に 記録し	ミットワークシステムにる ステムへのアクセスがす こよる認証によってのみ 、、不正なアクセスがない 員、アクセス権限のない	可能な職員 可能とする ハことを確認	は、必要最低などして、厳 などして、厳 なしている。こ	K限の職員に限 正に権限管理を れらの対策を調	られ、アクセスは を行っている。また 構じていることから	、その職員のIDと と、アクセスログを っ、権限のない者

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月15日	新規作成				
令和7年6月16日	I 1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定してされた「定額減税補足給付金の支給に関する事務」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、定額減税補足給付金の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取扱う。(1)令和6年度定額減税補足給付金支給事務(令和6年10月31日終了)(2)令和7年度定額減税補足給付金支給事務	事前	事業追加に伴う追記
令和7年6月16日	I 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表135の項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	番号法第9条第1項 別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事前	I 1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務の記載内容変更に伴う法律名の変更
令和7年6月16日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表160の項、第162条	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号に基 づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2 条の表160の項、同省令第162条	事前	I 1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務の記載内容変更に伴う法律名の変更
令和7年6月16日	Ⅱ 1. 対象人数	令和6年6月3日 時点	令和7年6月2日 時点	事前	事業追加に伴う追記
令和7年6月16日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和6年6月3日 時点	令和7年6月2日 時点	事前	事業追加に伴う追記